

呉服おとな吹奏楽団規約

第1章 総 則

第1条 名 称

本団は『呉服おとな吹奏楽団』と称する。

英語表記は「Kureha Otona Wind Orchestra」と称する

第2条 事務局

本団は、事務局を 池田市在住の役員住所 に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 目 的

本団は、「池田市」を拠点とし、吹奏楽の練習、演奏、発表を通じ、吹奏楽レベルの向上と団員の健全育成と親睦を図るとともに、地域への貢献（池田市音楽文化の発展と地域活性化に寄与すること）を目的とする。

第4条 事 業

- 1) 団員相互の演奏技術の向上
- 2) 演奏会の開催
- 3) 市の文化事業への参加
- 4) 他団体の事業に対する協力
- 5) その他目的達成に必要な事業

尚、この事業の年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

第3章 団員及び会費

第5条 団員の種類

- 1) 正団員 本規約に同意し、所定の手続きを経て入団を承認された者
- 2) 特別団員 役員会で特に認めたもの

第6条 入団資格

- 1) 本団の目的を理解し活動に参加出来る者。
- 2) 在住地、在勤地、及び経験の有無は問わない。
- 3) 18才未満の場合は保護者の承諾を必要とする。
- 4) 楽器を自分で用意出来る者。（パーカッション除く）

第 7 条 団員の義務

- 1) 団員は、団の活動に積極的に参加するものとする。
- 2) 団員は、別に定める会費を納めるものとする。

第 8 条 会 費

- 1) 団 費 : 定められた会費。
- 2) 特別団費 : 特に団長が定めたもの。
- 3) そ の 他 : 行事開催・参加にあたり、必要に応じて徴収する。

第 4 章 役 員

第 9 条 役職と任務

- 1) 団 長 ◇団を代表し、団の活動の総括を行う。
- 2) 副団長 ◇団長を補佐し、団長不在の際は団長を代行する団の運営全般を行う。
- 3) 広 報 ◇団の広報を行う・運営全般補助を行う。
- 4) 会 計 ◇団の入出金会計、事務などを行う。
- 5) 運 営 ◇団の運営補助を行う。
- 6) 団内指導者 ◇練習および対外演奏の指揮をし、音楽作りにあたる。
選曲、練習の内容・計画など音楽的側面をリードする。
- 7) パートリーダー ◇所属パートを代表してパート員と団とをつなぐ役割を果たすとともに、音楽面に関する意見集約を行う。
- 8) 監 事 ◇ 活動および会計、備品等の監査を行い、これを報告する。
* 監事は、団外の者が就くことができる。

第 10 条 役員の定数と選出方法

- 1) 団 長 : 1 名 役員会で推薦、選出する。
- 2) 副団長 : 2 名以上 役員会で推薦、承認する。
- 3) 会 計 : 1 名 役員会で推薦、承認する。
- 4) 広 報 : 若干名 役員会で推薦、承認する。
- 5) 団内指導者 : 役員会が推薦し、承認する。
- 6) 団外指導者 : 若干名 団内指揮者、役員会が推薦し、承認する。
- 7) パートリーダー: 各パート 1 名 パートで選出する。
- 8) 監 事 : 1 名以上 総会で選出する。

第 11 条 名誉団長、顧問および相談役など

- 1) 名誉団長、顧問および相談役などを若干名おくことができる。
- 2) 名誉団長、顧問および相談役などは、運営委員会でこれを推薦し、団長が委嘱する。
- 3) 名誉団長、顧問および相談役などは、本団の運営について団長及び役員に助言する。

第 5 章 会 議

第 12 条 各種委員会

- 1) 役員会 : 団長、副団長、会計、広報、団内指導者
その他必要に応じて団長が指名した者で構成する。

* 本団の運営について起案、審議、決定をする。

- 2) 運営委員会 : 役員、運営、パートリーダーで構成する。

* 音楽的向上を目指し、選曲、練習内容、練習計画など
音楽的側面について起案、審議、決定をする。

○但し、選曲・練習以外の事項については、役員会の承認を必要とする。

- 3) その他委員会 必要に応じてその他委員会を設置することができる。

第 13 条 総 会

- 1) 通常総会 : 原則、年 1 回とする。
(当面の間は運営委員会をもって総会とすることができるものとする。)
- 2) 臨時総会 : 役員が必要と認めた場合、または全団員の 2 分の 1 の要求があつた場合に開催することができる。
- 3) 招 集 : 団長が招集する。
- 4) 成立条件 : 全団員の過半数の出席、または委任状をもって成立する。
- 5) 議 件 : 予算、決算、事業計画、役員改選及び規約の改定など必要事案を
審議、決定、承認する。
- 6) 議 長 総会の議長は、役員を含む団員の互選により選出される。
- 7) 議 決 総会の議決は、出席者の過半数の賛成による。
ただし、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 8) 特 例 総会を臨時に招集することが困難な場合、その決定権を役員会に委ねることができる。

第6章 会 計

第14条 会計年度

本団の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第15条 収 入

本団の経費は、団員より徴収する登録事務手数料、参加費のほか、補助金、寄付金その他の事業収入をもってこれに充てる。

第16条 収支の報告

本団の収支については、通常総会において報告し承認を得る。

指導者・講師等への謝礼等については役員協議により支払うことができる。（ただし通常総会において報告・追認を受ける。）

第7章 規約の改正

第17条 この規約の改正は運営委員会において認められ総会において出席者の過半数の同意を必要とする。

ただし、字句の加除修正等は役員委員会において行うことができる。

令和 4年 4月 1日 制 定
令和 5年 4月15日 一部改正・訂正
(15条徴収内容訂正・16条改訂追記)